

(平成22年9月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格取得日は昭和19年9月1日、資格喪失日は20年5月1日であると認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年9月は90円、同年10月から20年4月までは120円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月1日から20年5月1日まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無いとの回答を得た。

C社D事業所から配置転換でA社B事業所に行き、入隊するまで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A社B事業所に労務係として勤務していた。」と主張しているところ、申立期間に同社B事業所で厚生年金保険の加入記録のある複数の同僚の供述から、申立人は、昭和19年9月1日から当該事業所において勤務していたことが推認できる。また、申立人は、徴用により九州へ行ったと供述しているところ、その後の申立人の同業種労働者としての職歴からみて、配置換えされてから短期間で他の業種へ転職することは考え難い上、当時の時代背景から、招集される前に退職することも考え難いことから、申立人の供述どおり、招集される20年5月1日まで同社B事業所に継続して勤務していたと考えるのが自然である。

一方、オンライン記録では、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できないため、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保

険者名簿について、管轄年金事務所に確認したところ、「昭和 28 年*月の E 社会保険事務所（当時）の火災において焼失しており、いまだに完全に復元していない。」との回答があり、現存する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立期間に係る被保険者記録を確認することができない。

しかし、申立人と同様に、昭和 19 年 9 月 1 日に C 社 D 事業所において資格喪失した者のうち、継続して厚生年金保険に加入している者が 45 人おり、そのうち、所在が判明した 7 人に照会したところ、7 人全員が A 社 B 事業所に勤務したと回答していることに加え、7 人のうち 2 人は、申立人と一緒に D 事業所から B 事業所に行ったと供述し、C 社 D 事業所での資格喪失後に A 社 B 事業所において継続加入していることがオンライン記録上で確認できる。また、同社 B 事業所に係る復元された被保険者名簿において、すべての同僚の記録は確認できないことから、同名簿が完全に復元されたものとは考え難い。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者台帳及び被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀以上も経過した今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間に勤務した事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の A 社 B 事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 19 年 9 月 1 日、資格喪失日は 20 年 5 月 1 日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同職種の同僚の記録から、昭和 19 年 9 月は 90 円、同年 10 月から 20 年 4 月までは 120 円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所(現在は、C社)における資格取得日に係る記録を昭和48年11月5日に、資格喪失日に係る記録を49年8月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年11月5日から49年8月4日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

厚生年金基金の加入員証に記載されている期間は、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金加入員証、申立人の同僚の証言及び申立人が提出した当時の写真により、申立人が申立期間においてA社B事業所に勤務していたことが確認できる。

また、A社B事業所で厚生年金保険の事務を担当していた者は、「厚生年金保険料と厚生年金基金の保険料は一緒に控除していた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金基金の加入記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、当時の関係資料は廃棄済のため不明としているものの、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年11月から49年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年12月18日に支給された賞与において、70万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を70万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（7万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月18日

申立期間において厚生年金保険の標準賞与額の記録は7万円となっているが、賞与支払明細書では70万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

平成19年12月18日に支給された賞与支払明細書から、申立人は、70万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る標準賞与額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該賞与に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 10 月 20 日から 32 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
終戦後、A社に復職し継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、復員後の昭和 21 年 6 月 1 日にA社に復職し、32 年 1 月 31 日まで継続して勤務していたとしているが、複数の同僚の供述により、申立人は、同社に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間は特定できない。

また、A社の現在の事業主に、申立期間当時の従業員に係る厚生年金保険の加入状況について照会したところ、「当時の資料は無く詳細は不明。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が同僚として名前を挙げている者のうち一人は、A社での厚生年金保険の加入記録が確認できないところ、申立期間に加入記録のある同僚は、「同社では、社員として勤務する者もいれば、自分で車輛を持ち込んで仕事をする者もいた。申立人は、親方として働いていたことを記憶している。」と供述していることを踏まえると、申立期間当時、申立人を含む複数の者は、同社には在籍せず、個人事業主として仕事をしていたことが推測される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

昭和 41 年 4 月 1 日、A 市役所に臨時職員として採用され、B 課に配属された後、同年 5 月から C 事業所に移り、市職員として採用された 42 年 4 月 1 日まで継続して勤務した。厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び A 市役所が管理する人事記録により、申立人が申立期間において、A 市役所 C 事業所（現在は、A 市 D 事業所）に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録により申立人の資格取得日と同時期に申立事業所において厚生年金保険の加入記録のある同僚 5 人に照会したところ、3 人は採用時期と厚生年金保険の資格取得の時期がほぼ同じであると供述しているが、申立人と同時期の昭和 41 年 4 月に採用されたと供述している同僚は申立人と同日に厚生年金保険の資格を取得しており、同年 1 月に資格を取得している別の同僚は、前年 11 月ごろから勤務していたと供述している。

また、申立期間当時の C 事業所の事務局長に照会したところ、「C 事業所は任意団体であり、当時は職員の待遇が確立していなかったため、厚生年金保険の加入基準が無く、何か月か試用期間のようなものがあってから加入することが多かったと思う。申立人は、採用試験の成績が良く、比較的短期間で市職員となることが予想され、それまでの期間、C 事業所の仕事をしてもらうことにしたが、臨時職員として採用された B 課から移った時に改めて C

事業所の職員として採用した形を取っているので、試用期間が生じてしまった可能性がある。」と供述していることから、当時の事業主は勤務していた者を採用後すぐに厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

さらに、A市役所及び同市D事業所に照会したところ、「人事記録によると、申立人は、申立期間にC事業所に勤務していたと思われるが、賃金台帳等の資料は保管しておらず、詳細は不明である。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 9 月 1 日から 18 年 8 月 31 日まで
ねんきん定期便を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が他の期間に比べて低い額となっていることが分かった。

A社に在籍中は仕事の内容は変わることがなく、給与の額もほぼ一定であったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間における標準報酬月額について、厚生年金基金加入員台帳の標準報酬月額は 22 万円と記録されており、当該標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、いずれも 19 万円から 22 万円に増額して訂正されているものの、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

また、平成 17、18 年度の賃金台帳及び申立人から提出のあった 17 年 10 月、同年 12 月、18 年 1 月、同年 3 月、及び同年 6 月から 9 月までの給与支給明細書から、申立期間について、標準報酬月額 19 万円に相当する保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、事業主は、申立人に係る未払賃金の支払いに伴い、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の訂正届を平成 19 年 3 月 14 日に社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金に提出しており、標準報酬月額 22 万円に相当する保険料の差額分を控除したと供述しているところ、申立期間に係る 17 年 9 月の定時決定は、同年 4 月から同年 6 月までの月を算定対象月とし標準報酬月額を決定するが、当該年度の賃金台帳から、同年 4 月から同年 6 月までの給与に基づき届出が行われていることが確認できることから、当該年の標準報酬月額の定時決定は適法であり、正当と認められる。

加えて、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給

与から控除されていたことを確認できる資料も無く、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 10 日から同年 12 月 25 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、A社に整備工の見習として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、勤務期間は特定できない。

また、オンライン記録によると、A社（昭和 30 年 11 月 1 日にB社に名称変更。）は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、元事業主の親族に照会したところ、「当時の書類は保管していないが、申立人のことは覚えている。当時は1年くらいの見習期間があり、その間は厚生年金保険に加入させていない可能性が高い。恐らく、申立人は厚生年金保険に加入する前に退社したのではないかと思う。」と供述している上、申立人が入社したとする時期の前後に同社で加入記録のある同僚3人のうち2人は勤務してから4か月後、1人は1年3か月後に資格を取得したと供述しており、申立人が直接の上司として名前を挙げている同僚も厚生年金保険の加入記録が無いことから、当時の事業主は、勤務していた者を一律に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において健康保険の整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
農林共済年金の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
雇用保険被保険者資格喪失確認通知書及び被保険者資格異動報告書等処理済通知書に記載されているとおり、組合員となったのは昭和 44 年 4 月 1 日であるので、申立期間について農林漁業団体職員共済組合の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかし、組合員資格新規取得届及び被保険者資格異動報告書等処理済通知書において、資格取得日が昭和 44 年 5 月 1 日から同年 4 月 1 日に訂正されていることから、訂正された理由についてA事業所に照会したところ、「申立人から、健康保険及び雇用保険の資格取得日が 44 年 4 月 1 日となっているのに、農林年金の資格取得日が同年 5 月 1 日となっているので、他の各保険の資格取得日に合わせ修正してほしい旨の依頼をされたため、原因は不明であったが訂正した。」と回答を得たことに加え、申立人と同日及び同年に同事業所で農林年金の組合員資格を取得した複数の同僚は、資格を取得する以前から同事業所に勤務していたと供述していることから、当時、同事業所では、採用後すぐに農林年金に加入させていなかったことが推認できる。

また、A事業所の担当者は、「証明できる帳簿等は、保存期間経過により廃棄されており確認することはできないが、掛金は控除していない。」と供述しているほか、申立人の申立期間における掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合員として申立期間に係る掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことを認めることはできない。